

酒々井町農業委員会 6 月総会会議録

令和元年 6 月 6 日（木）

分庁舎 2 階第 2 多目的室

午後 2 時 3 0 分から午後 5 時 0 5 分まで

局長 それでは、定刻になりましたので会長お願いします。

（会長あいさつ）

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 それでは、ただいまから令和元年 6 月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案 6 件、専決処理報告 6 件ですので、よろしくお願いします。

局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長にお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名中、8 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2 番綿貫清委員、4 番木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の木村副主査を任命します。

議長 それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、事務局より説明願います。

局長 第 1 号議案 農用地利用集積計画について、説明させていただきます。資料の 2 ページをご覧ください。貸付者は、馬橋在住者、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、馬橋の農地 3 筆で、地目は田、面積は合計で 3,794 m²、利用計画は田です。賃借料は、米 240 kg で、10a 当たり米 63 kg です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 28 年 7 月 1 日から 3 年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は 3 年ということです。位置につきましては、3 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は、高崎推進委員によ

ろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

高崎推進委員 再設定ですので、特別ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第1号議案農用地利用集積計画について、原案のとおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第3条許可申請についての整理番号1について、事務局より説明願います。

局 長 第2号議案 農地法第3条許可申請についての整理番号1について、説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。譲受人は、上岩橋在住者、譲渡人も同じく上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地2筆で、地目は田、面積は合計で997㎡です。申請理由ですが、同一世帯での贈与になります。作付作目は、米、権利の種類は、所有権の移転です。位置につきましては、5ページをご覧ください。なお、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのこと。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員、小坂委員の補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 譲渡人は、高齢であり、今回、譲受人が専業農家になることで、贈与することになったとのこと。特に問題はないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようでしたら、第2号議案 農地法第3条許可申請整理番号1について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第3条許可申請についての整理番号1につきましては、許可することに決定します。

議長 続きまして、第2号議案 農地法第3条許可申請についての整理番号2について、事務局より説明願います。

局長 第2号議案 農地法第3条許可申請の整理番号2について、説明させていただきます。資料の6ページをご覧ください。

譲受人は、伊籾在住者、譲渡人も同じく、伊籾在住者です。申請地は、伊籾の農地1筆で、地目は畑、面積は、84㎡です。申請理由ですが、進入路として譲渡人へ贈与した代替えとして取得するものです。作付作目は、野菜、権利の種類は、所有権の移転です。なお、譲受人は、経営面積が50aに満たない農家ですが、農地法第3条関係事務指針、法第3条第2項の規定、許可基準不許可の例外第5号③(その位置、面積、形状等からみて、これに隣接する農地等と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地等につき、当該隣接する農地等を現に耕作又は採草放牧地につき、当該隣接する農地等を所有権に基づいて現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得する場合)に該当します。位置につきましては、7ページを、また、本日追加で公図の写しを配布させていただいておりますので、ご覧ください。なお、皆様のお手元に配布させていただきましたが、斉藤推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員、斉藤推進委員の補足説明がありましたらお願いします。

斉藤推進委員 問題はないと思います。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

- 議長 特にないようでしたら、第2号議案 農地法第3条許可申請整理番号2について採決を行います。
許可することに賛成の方は挙手願います。
- 局長 挙手全員です。
- 議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第3条許可申請についての整理番号2につきましては、許可することに決定します。
- 議長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
- 局長 第3号議案 農地法5条許可申請についての整理番号1について、説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。
譲受人は、富里市在住者、譲渡人は、墨在住者です。申請地は、墨の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で4,221㎡です。申請理由は太陽光発電施設用地で、権利の種類は、賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。9ページの位置図と10ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用につきましては、融資証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もなく、また、事業シミュレーション及び投資回収予定表も添付されており、資力及び信用性に問題はないと思われま。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、7月下旬着工、着工後1ヶ月後の8月下旬に完了の予定です。周辺農地の営農への支障については、外周フェンスの設置、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われま。なお、他法令関係については、13ページの土地利用計画図をご覧くださいと思いますが、車両が申請地を出入りする際、町道を利用することとなりますが、道路境界は確定しており、町道に特段手を加える訳ではないため、施工承認等の手続きは不要とのことで、まちづくり課に確認済みです。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

- 木我農業委員 長く耕作されていない農地で、所有者は耕作できないとのことですので、今回、太陽光施設で貸すそうですが、特に問題はありませんが、そこに行くまでの道が狭いと思います。
- 議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 議 長 何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。
- 議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
- 局 長 第3号議案 農地法5条許可申請についての整理番号2について、説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。
譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者です。申請地は、墨の農地1筆で、地目は畑、面積は951㎡です。申請理由は太陽光発電施設用地で、権利の種類は、地上権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。16ページの位置図と17ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用につきましては、残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もなく、また、事業収支計算書も添付されており、資力及び信用性に問題はないと思われます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、9月上旬着工、着工後2ヶ月後の11月下旬に完了の予定です。周辺農地の営農への支障については、外周フェンスの設置、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われます。なお、他法令関係については、20ページの土地利用計画図をご覧くださいと思いますが、車両が申請地を出入りする際、町道を利用することとなりますが、道路境界は確定しており、町道に特段手を加える訳ではないため、施工承認等の手続きは不要とのこと、まちづくり課に確認済みです。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 木我農業委員 所有者は、高齢で畑が出来ないとのこと。また、太陽光事業者は、近くでも事業を行っている業者ですので、特に問題は無いと思います。

- 議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。
- 議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請整理番号3についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
- 局 長 第3号議案 農地法5条許可申請についての整理番号3について、説明させていただきます。資料の22ページをご覧ください。
譲受人は、東京都大田区在住者、譲渡人は、伊籾在住者です。申請地は、上岩橋の農地1筆で、地目は田、面積は827㎡です。申請理由はドッグラン用地で、権利の種類は、所有権の移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。23ページの位置図と24ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用につきましては、残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もなく、資力及び信用性に問題はないと思われます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、着工後1ヶ月で完了の予定です。周辺農地の営農への支障については、外周フェンスの設置、また、汚水雑排水等は合併処理浄化槽を設置し、水路へ排水する計画になっています。雨水につきましては、コンクリートブロック等で事業区域内浸透処理となっています。日照、通風への影響はなく、特に営農への支障はないと思われます。なお、他法令関係については、27ページの土地利用計画図をご覧くださいと思いますが、許可に伴い都市計画法43条の開発行為の申請により、兼用住宅が建設される予定です。また、事業区域内の中央に水路がありますが、今後、払い下げの手続きがされる予定です。なお、開発行為及び水路の払い下げ関係は、まちづくり課に確認済みです。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は綿貫委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 綿貫農業委員 特にありません。
- 議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

- 官田農業委員 ドッグランの需要はあるのでしょうか。
- 議 長 後ほど、申請人に確認するとしましょう。
- 議 長 何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。
- 議 長 それでは、これから現地確認を行います。なお、現地確認後 10 分間の休憩をとりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(現地確認)

- 議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開します。
先ほど現地を確認しました農地法第 5 条許可申請の整理番号 1 について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

- 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。
- 申 請 者 ○○の○○と申します。代理人でございます。
- 議 長 今、提出されました農地法第 5 条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。
- 申 請 者 譲渡人は、相続でこの土地を取得しております。現在、飲食業を営んでおり、農業はできないとのこと。当社は、別会社からの情報で今回譲渡人と接触し、太陽光発電事業の話が纏まり、申請に至りました。事業内容ですが、太陽光パネル 1,184 枚設置、発電出力 233.1kw で 20 年間の借地となります。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 議 長 特にないようですので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人退室)

議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請整理番号1について採決を行います。
許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申 請 者 はい。

議 長 今、提出されました農地法第5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申 請 者 ○○が土地の所有者様から土地の地上権の設定を受けまして、太陽光発電施設を設置し、売電によって収益を得ることを計画しました。期間については、21年間で、その後は原状回復し所有者様にお返しするものです。概ね以上です。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿貫農業委員 申請代理人の方の自己紹介をお願いします。

申 請 者 行政書士の○○と申します。

議 長 他にないので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、

お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人退室)

議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請整理番号2について採決を行います。
許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条許可申請の整理番号3について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請者 はいそうです。

議 長 今、提出されました農地法第5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請者 申請者の〇〇様ですが、東京都で事業を営んでおります。しかし、高齢で今の事業を息子さんに継承し、老後は、閑静な所で住みたい希望であり、また、犬が好きなことで、知人なども愛犬家が多く、友人知人で集まれる様な事を出来ないかと考えたところ、ドッグランに至りました。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿貫農業委員 今のお話で、こちらに住んでドッグランを行うとのことですが、事業として成り立つものなのですか。

申請者 需要はあるようで、友人知人も多く、また、都内にはなかなかないので、

こちらでやれば営業として成り立つと考えております。

綿貫農業委員 営業は、何時まででしょうか。

申請者 詳しくは決定していませんが、17時位だと思います。確認します。

京増農業委員 この事業は、農地法以外に何か許可等はないのでしょうか。

申請者 特にはありません。

相京農業委員 将来的には、飲食も提供するのですか。

申請者 自動販売機等は、現在、考えております。将来的には、軽食の提供もあるかと思えます。

議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人退室)

議長 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請整理番号3について採決を行います。
許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請整理番号3につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議長 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第4条及び第5条の届出についてですが、関係者が同一であり、位置についても全て隣接ですので一括での報告をお願いします。その後、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告をお願いします。

局長 専決処理報告農地法第4条及び第5条の届出について説明をさせていただきます。

資料の28、29、30ページをご覧ください。

届出人は、東京都荒川区在住者の共有名義です。届出地は、下岩橋の農地で、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は145㎡、届出理由は専用住宅

用地です。備考ですが、令和元年5月23日付け、酒農委第4号の3で受理証明を出させていただきます。

続きまして資料の31、32、33ページをご覧ください。

届出人は、東京都荒川区在住者の共有名義です。届出地は、下岩橋の農地で、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は161㎡、届出理由は専用住宅用地です。備考ですが、令和元年5月23日付け、酒農委第4号の4で受理証明を出させていただきます。

続きまして資料の34、35、36ページをご覧ください。

届出人は、下岩橋在住者です。届出地は、下岩橋の農地で、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は150㎡、届出理由は駐車場用地です。備考ですが、令和元年5月23日付け、酒農委第4号の5で受理証明を出させていただきます。

続きまして資料の37、38、39ページをご覧ください。

譲受人は、東京都荒川区在住者の共有、譲渡人は、下岩橋在住者です。届出地は、下岩橋の農地で、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は7.07㎡、届出理由は専用住宅用地です。権利の種類は、所有権移転です。備考ですが、令和元年5月23日付け、酒農委第5号の3で受理証明を出させていただきます。

続きまして資料の40、41、42ページをご覧ください。

譲受人は、下岩橋在住者、譲渡人は、東京都荒川区在住者の共有です。届出地は、下岩橋の農地で、登記地目は畑、現況地目は原野、面積は16㎡、届出理由は駐車場用地です。権利の種類は、所有権移転です。備考ですが、令和元年5月23日付け、酒農委第5号の4で受理証明を出させていただきます。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。賃貸人は上岩橋在住者、賃借人は、富里市に住所を有する法人、届出地は上岩橋の農地3筆で、地目は畑、面積は合計で2,927㎡、解約年月日は、平成31年4月20日です。備考ですが、平成26年6月1日に農地法第3条の許可を受け、賃貸借契約を平成26年6月1日から平成31年5月31日まで締結していたものです。解約理由は、合意解約となります。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら

お願いします。

(質問、意見等なし)

- 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくお願いします。
- 議 長 その他、事務局より何かありますか。
- 局 長 別紙で配布させていただきましたが、農地のあっせん依頼が1件ありました。依頼者は、佐倉市在住者、畑で五反分位を探しているそうです。何か情報がありましたら、よろしくお願いします。
- 議 長 他にありますか。
- 局 長 農業者年金の加入推進につきましてもよろしくお願いします。最低1名位はと考えておりますので、該当者情報がありましたらお願いします。
- 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。
- 局 長 4日の木曜日はいかがでしょう。
- 議 長 ただ今、4日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、4日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

令和元年6月6日